

滋賀県再生可能エネルギー振興戦略検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 新たな地域エネルギー社会への構造転換が求められる中、地域レベルで取り組み可能な再生可能エネルギーの導入促進や関連産業の振興を、本県において戦略的に推進していくための「（仮称）滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」の策定に向けて、必要な調査・検討を行うため、滋賀県再生可能エネルギー振興戦略検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項等）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の事項について調査・検討する。

- （1） 再生可能エネルギーの導入促進に関すること。
- （2） 関連産業の振興および研究開発に関すること。
- （3） その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は別表に掲げる委員で組織する。

- 2 委員会に委員長、副委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長に事故あるときにその職務を代行する。
- 5 委員会に必要な応じてオブザーバーを置くことができる。

（招集等）

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、滋賀県商工観光労働部地域エネルギー振興室において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年7月20日から施行する。